平成２３年（フ）第７０５号
東京都立川市富士見町１丁目30番15号
破産者　佐々木雅美（旧姓遠藤）
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２２３号
静岡県裾野市富沢338番地の11
破産者　有限会社石澤舗装
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第６０１号
愛知県江南市宮後町中町114番地
破産者　株式会社タケマツ建材
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１６９号
京都市右京区嵯峨新宮町７番地１、申立時の本店所在地京都市東山区三条花見小路三町目５番地
破産者　株式会社誠和不動産
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４０号
兵庫県篠山市今田町木津256番地108
破産者　株式会社ネオシス
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第１４７号
岡山市北区奥田本町10番５号　サンハイツ奥田205
破産者　西村　幸子
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５６号
愛媛県越智郡上島町岩城219番地の２、商業登記簿上の本店所在地愛媛県越智郡上島町岩城219番地の２
破産者　有限会社神谷ソーイング
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所今治支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１５９１号
さいたま市大宮区上小町91番地２　コンフォルト上小201、開始決定時の住所さいたま市大宮区三橋４丁目68番地６
破産者　神山　　歩
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０７２号
さいたま市見沼区東大宮５丁目40番地１　第一公社ビル204、開始決定時の住所さいたま市見沼区大字蓮沼337番地４
破産者　下土橋篤己
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６３号
さいたま市桜区西堀３丁目22番23―104号、破産開始決定時の住所さいたま市桜区西堀４丁目11番７号1110
破産者　高橋　英雄
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６４号
さいたま市桜区西堀３丁目22番23―104号、破産開始決定時の住所さいたま市桜区西堀４丁目11番７号1110
破産者　高橋　貞江
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４８８号
埼玉県川口市芝３丁目１番28号　第１コーポ沢田105号
破産者　渡邉　一樹
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７１１号
埼玉県久喜市久喜東５丁目５番35号　コーポ東山Ａ－２
破産者　坂下　拓也
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９０１号
埼玉県川口市川口３丁目３番１―1001号リプレ川口２番街
破産者　鈴木　英彌
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９０２号
埼玉県川口市川口３丁目３番１―1001号リプレ川口２番街
破産者　鈴木　信子
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０８７号
札幌市厚別区厚別中央３条３丁目14番25号　ロアール新札幌Ｃ101
破産者　高田　雅徳
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３８０号
札幌市北区新川西１条７丁目３番２号　大谷方
破産者　菊池　秀雄
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８０号
仙台市青葉区子平町５番１―201号
破産者　鍔本　壮史
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３６１号
宮城県宮城郡松島町磯崎字磯崎12番地、開始決定時の住所宮城県黒川郡富谷町鷹乃杜３丁目４番12号
破産者　赤間　敏治
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係